

## － 電子による届出利用のお願い －

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTRの届出では2003年度よりインターネットによる電子届出を受け付けております。

電子による届出は、

- 窓口への届出書の持参又は郵送の必要がなく届出ができる。
- 入力補助機能・入力ミスチェック機能が付いているため、簡単に届出書の作成ができ、また記入漏れ等を防止できる。
- 届出データを電子ファイルで保存・管理できる。
- 基本、前年度の電子届出の情報がデフォルトとして表示されている（別紙の排出量等の数値以外）。

などの特長があり、とても便利です。

※前年度に電子届出であれば、2024年度届出から必要となる「第一種指定化学物質の管理番号」へは、物質が分離・統合・削除されていない限り、自動的に切り替わります。

2022年度の届出より、クライアント証明書のインストールが不要となり、PRTR届出システムがより簡便に利用できるようになりました。

インターネットを利用した電子による届出をぜひご利用ください。  
(詳細は本書6ページからのⅡ. 電子による届出についてをご覧ください。)

<電子による届出に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)

化学物質管理センターリスク管理課システムサポート

E-mail: info\_prtr@nite.go.jp TEL: 03-5465-1683 (直通)